學界展望

明清時代の商品生産と地主制研究をめぐって

足立啓二

一

戰後の明清時代史研究は、商品生産の發展と地主制の新たな展開を、近代への道のりの上でいかに評價すべきかを中心課題として始った。その口火を切ったのが、棉業を中心とする商品生産分野での西嶋定生氏の研究[1]であり、續いて地主制に關する北村敬直氏の研究、雇傭勞働を用いて商品生産を營む鄕居の地主を分析した古島和雄氏の研究[3]が發表される。これらはいずれも、明清時代に商品生産の發展を認めつつ、同時にそれが近代化の前提にはなり難いという共通の認識に立っていた。

これらの研究に對し、五〇年代前半期から、商品生産の發展を實證することが試みられる。里井彦七郎氏の鑛山業に關する研究、藤井宏氏の鹽業の分析はやや特殊な部門であるにしても、寺田隆信氏の棉業研究、田中正俊氏・佐伯有一氏の絹織業に關する研究などでも實證が進められた[4]。この結果、西嶋氏が當該時代の中國では商業資本が餘りにも強く、その際限ない收奪のために問屋制前貸しさえ存在し得なかったとしたのに反し、問屋制前貸しが廣く行われ、一部の部門ではマニュファクチュア形態とも言うべきものすら存在したことが明らかとなった。しかし諸先學が研究史の總括の中で既に明らかにされたとうり[5]、この期の研究を通じて、西嶋氏以來の小經營發展閉塞論は、理論的には克服されなかった。

中國史を所謂世界史の基本法則實現の一環として把えようとする方法の、このような行き詰まりの中で、明清時代史研究の問題意識は、五〇年代後半より二つの方向に分岐しつつ新たな展開を示す。一つは〝土地制度の重壓と商業資本〟を打ち破る力を階級鬪爭に求める人民鬪爭史研究であり、いま一つは、賦役制度史に端を發する制度史的研究であり、それは中國「封建制」の發展を特殊性に卽して明らかにしようとする志向を強く持っていた。

人民鬪爭史は、抗租抗糧の諸運動を掘り起こす點では少なからぬ成果をあげた。しかしそれらは、小經營の小ブルジョア的發展の可能性を土地制度の重壓や商業資本の壓迫などの外的條件によって鎖した從來の理論を批判することなく、それら外的條件の打破を人民鬪爭に求めた。この研究方法については、人民鬪爭史に近い立場からも夙に批判があった。しかし小稿の終りでみるように、その批判者においても、小經營の發展・自立論はあっても、ブルジョア的變革を準備するブルジョア的分解論がなく、從って「封建制」の解體と資本主義的發展が統一的に理解されなかった。その結果、佃戶の限りない自立化の彼方に「封建制」の解體をみる見解や、小經營の經濟發展からは「封建制」解體の展望を見出せないとする理論が生れている[6]。近年、抗租抗糧鬪爭を反封建鬪爭と規定して、その前進を評價する從來の人民鬪爭史研究が必ずしも成果をあげ得ていないのも[7]、かかる小經營理論における缺陷に由來するものであろう。

他方の制度史的研究では、國家と土地所有者のとり結ぶ關係を中心に、役法・水利・丈量・包攬等で極めて精力的な研究が進められ、多くの實證的成果が生まれ、[8]現在郷紳制論へと收束しつつある。

しかし、人民鬪爭史研究とは一見對極的な制度史的研究も、基礎となるべき小經營發展の展望缺如の上に成立していることに變りがない。同一の郷紳制論内に、それを農奴制又は「封建制」の中國的成立とみる見解と、中國封建制の基礎たる地主佃戸制の解體的危機の下における「封建制」の「再編成」とみる見解が、何ら論爭なく兩立し得る現狀は、かかる土臺理解のあいまいさを基礎としている。

さらに、郷紳制論がとりあげる地主と國家、郷紳地主と中小土地所有者間の様々な力關係の變動を、政治力學を越えて解明するためにも、その基礎となる小經營發展の性格を問わねばならない。しかし目下手もとに有るのは、小經營發展の方向を必ずしも明らかにしないまま使い古されてきた、「地主佃戸對立の激化」「佃戸の自立化」等の言葉に過ぎない。

小稿では、五〇年前後の先驅的研究を中心に、明清時代の小經營の發展段階規定と發展方向に關する從來の定式化に問題がなかったかどうかを檢討したい。その際、商品生産と農業經營等の土臺にのみ注目し、郷紳制論が積極的に提起した專制國家の問題についてはふれない。

二

西嶋理論全體については、ここで繰り返し紹介するのを略させて頂く。ただ、自給自足的家内仕事の域を破って商品生産に轉化した小經營が、「近代化へ進むべきなんらの契機をも有していなかった」と氏が斷定されたところの二つの阻止要因をとりあげて檢討したい。一つは國家的な土地制度の重壓であり、一つは商業資本の壓迫である。だが結論的に言うなら、世界史的にみて小ブルジョア的發展は、常にこれらを背負って進んできた。

「土地制度の重壓」についてみるならば、資本主義ウクラードは、言うまでもなく「封建制」の中で育まれ、自らの發展によって「封建」支配の基礎である中農層の經營を兩極に分解することによって「封建制」の基礎を掘り崩し、「封建制」を破棄することによって自己を確立する。從って、かのイギリスにおいても「土地制度の重壓」は當然の前提となる。西嶋氏の研究が發表された當時、イギリスの小ブルジョア的發展の主體である「獨立自營農民」は、封建制から解放された完全に自由な分割地農民であると考えられていた。氏は「かの獨立自營農民であるヨーマン層を母體として發達した十四・十五世紀以降におけるイギリス……農奴制の解放された西南ドイツ農村[9]」を、中國と異る類型として對置される。しかし現在ではその誤りは實證的にも克服され、獨立自營農民はあくまで事實上の分割地農民であって、封建的規制下にあったと考えられている。[10]それは、幕藩封建制支配下の日本における小ブルジョア的發展に照らしてみても明らかである。西嶋氏が言われる中國史の特殊性である專制國家形態についても、地代の重さだけからみるなら、私的封建的權力の分割された場合に比べて嚴しかったとは決して言えない。專制支配は郷紳制論も明らかにしたとうり、巨大ではあるが、ルーズな支配體制としての側面を持つ。

商業資本の壓迫についてみよう。氏は「原料部門と製品部門との

兩極のみならず、各分業單位の間隙においてすら、強力なる商業資本の支配を受けていたこと」のため、「各經營單位は、單純再生産を繰返すことにより、それ以上に展開することを阻止されていた」とされた。阻止要因として具體的には、經營主體が零細過小農民であるのに對して市場が廣範なこと、經營の弱體性による工程の分化等があげられ、以後の研究では、地域間價格差、價格の季節的不安定性、商人の高利貸收奪と詐欺行爲などの理由が加えられる。これらの理由から、商業資本の收奪は前近代的生産様式を寄生地盤とする前近代的（＝地主的）收奪であり、農民に剰餘實現の可能性はなかったと、これまで考えられてきた。[11]

だが、氏の主張のように「棉布生産は純然たる商品生産となり」「棉布は、商品生産として完成し、……外來商人の手によって廣く全國に販出され」るまでに至っていたとするならば、それは小商品生産段階（販賣を目的とする小生産）にまで到達していたと考えるべきであり、從って大局的にみれば價値法則は貫徹していたとせねばならない。

小經營の局地性・小規模性に對する商業資本の廣域性は、小經營と商業資本が本來持っている對立であり、より視野も廣く資金も豐かな商業資本が小經營に對して有利な立場にあることは洋の東西を問わない。それは、大工業が本格的に發展し、商業資本を自らの從屬下に置くまでは克服されない。このことは「かのイギリス」にも妥當する。こうした狀況の下でも小經營が發展したのは、偶然的な商品化・あるいは農民の手によらない商品化とは異り、小商品生産段階においては價値法則が貫徹するからである。[12]價値法則が貫徹しているからこそ小經營は商品生産を恒常化し、小經營の商品生産者的發展の上に商業資本は存在する。

從來の明清商品生産研究では小商品生産段階を正確に設定することに弱さがあった。西嶋氏の結論を否定するため、一擧にマニュ的大經營を檢出し、あるいは農工結合の分離を明らかにすることが追求されがちであり、これは中國の資本主義萠芽論爭においても同樣であった。だがマニュファクチュア段階に至るまでは、家族勞働を中心とする小經營の小商品生産（小營業）段階が續く。しかもこのことは、小商品生産段階の個有の意義を何ら減少させない。小商品生産段階の小經營は、マニュファクチュアに比しても他の小經營に對する破壞的影響力は小さく、その社會的・技術的條件に制約されて、經營の擴大條件はなお狹少である。しかしそれは價値法則の貫徹により、農民層分解の直接の起點となる。かつ、一方での商品生産による所有の集中と、他方での經營擴大條件の未成熟性こそが、問屋制前貸しや高利貸支配、更には寄生的な地主制を生み出すのである。これは世界史的現實である。[13]

ここで、中國史に小商品生産段階を設定しようとした今堀誠二氏、これを受け繼いだ横山英氏の見解を採り上げねばならない。[14]今堀氏は、小商品生産段階を資本と賃勞働關係の成立と見做し、[15]小商品生産段階の表現であるヨーマンギルドを分析して、その成立を十四世紀に求め、清代中期にその再生を認められる。この今堀氏の提起を具體化して、横山氏は明代後期の都市の民變の主體を、氏が小商品生産の擔い手と考えられた都市の日傭い層に見出された。

だが、小商品生産段階をプロレタリアートの創出と規定する今堀・横山兩氏の見解は誤りである。先にものべたように、小商品生産段階とは、小經營が販賣を目的とする生産を行うに至った段階の

ことであり、それ自身何らの勞働過程の變革も、生產手段の所有關係の變革も必要としない。小商品生產段階の一定の時期から小經營は他人勞働をも部分的に包攝するとは言え、プロレタリアートの創出は何ら小商品生產段階の本質規定ではない。

かかる理論上の混亂は、農民が恒常的に販賣目當ての生產を行うという極めて重要な一段階を飛び越えることにより、小商品生產段階の視點を以て都市と農村を統一的に把握することを困難にしている。比較的早期に無所有の勞働者の形成がみられる都市とちがい、農村で資本と賃勞働關係が基本的對立として成立するのは、西ヨーロッパにおいてもマニュファクチュア段階以後のことであり、アジアにおいては農業資本家と賃勞働という對立は、現在においても基本的階級關係となっていない。資本賃勞働關係を小商品生產段階の指標とする見解は、基本となるべき農村における近代への道筋を明らかにし得ない。さらに言うなら、都市における小商品生產の主體が前期的プロレタリアートであり、その組織がヨーマンギルドであるという理解自身、小商品生產段階規定の混亂から生じた誤りである。横山氏の引用される大塚久雄氏自身、都市のヨーマン層を、自己の生產手段を所有する小親方、つまり小ブルジョア的主體と考えている。[16]

確かに今堀氏の「ヨーマンギルド」の研究は貴重な實證を含んでいると考えられるが、それらのいくつかは、むしろ小商品生產が他人勞働をも含む段階に達し、部分的にはマニュファクチュア經營も生れていることを示していると言えよう。

かかる混亂は今堀・横山兩氏のみに止らない。佐伯有一氏が商品生產研究に關する總括で、「『資本主義の起點としての小商品生產』の發生と發展を追求すること――これがわれわれの課題である」とし つつ、「小商品生產に基本的な生產關係＝賃勞働關係」とされているように、[17]從來小商品生產段階は正確に定立されてこなかった。西嶋氏以下の所說の檢討を通じて言えることは、小經營が販賣目當ての生產者に轉化することによって實現し、かつ價値法則の貫徹によって經營を分解へと導く小商品生產段階設定の必要性である。

三

續いて北村敬直氏についてみよう。氏の地主制論は、西嶋氏の商品生產論と同樣に古典的な位置を占めており、かつ今だに充分には學び盡されていないと考える。氏は老農層を基礎とした明初の體制が商品經濟の發展によって解體し、鄉居地主體制・更には城居地主體制へ移行していくことを論じられ、地主的土地所有を「中世的封建的社會經濟構成から近代的資本主義的社會經濟構成への過渡期に現われるところの資本の土地把握、商人地主的性質のもの」[18]とされた。

氏において今日最も注目すべきは農民層分解の視點であろう。「商品生產は農民に資本の蓄積を許すことによって、農民は同時に次第に分解し始める。すなわち、一方の極には資本を蓄積した小數の富農層が現れると同時に、他方の極には大多數の農民が貧窮化し、沒落してゆく」と氏は主張される。農民層分解が富農經營にのみ結びつくかどうかは保留するとしても、そこでは商品生產が剩餘を實現し、その剩餘實現こそが農民層の分解の起點であるという極めて原則的な主張がなされている。以後の研究の多くが、商品生產による價値法則や剩餘の實現を認めず、剩餘實現を認めてもそれを佃戸の自立化だけに結びつけたことを考えると、これらは、商品生

産論としても農民層分解論としても、必ずしも繼承されなかった貴重な指摘である。

但し北村説について疑問に感ずるのは、氏が明末清初以降の地主制を農民層分解の結果生れたものであり、それ故過渡的な性格のものとしつつ、地主制の本質を「それ自體としては何等新しい性質を生み出さない。むしろ逆にそこにおいては古き封建的關係が再生産され」る、と把えられることである。確かに「中國の地主と日本の地主」で自説を批判されたように[18]、明清地主制全體が寄生的地主制で割り切れるかどうかは、宋元との連續性からみても問題があり、國家權力に近い上層地主の土地集積は、商品生産による農民層分解を以て解することができないかもしれない。しかしながら、北村氏が對比される近世日本の地主制は、少なくとも「領主＝隷農制」とは異質のものである。

清代地主制は、土地所有の一元化（それは必ずしも從來考えられたような佃戸の上昇による所有權一元化である必要はなく、地主による所有權の一元化であってもよい）を實現していないなどの點で近代の地主制とは異っている。だが、それは人格的な隷屬によって地代を實現する封建的な土地所有とは異り、北村氏の主張によるならば商品生産の發展によって新しい展開をみせた地主制、商品生産の論理によって生み出された地主制である。實際の契約の場でいかに借地側が不利な立場におかれようとも、地主佃戸關係は一應契約に基く貸借關係であり、それ故、租は利潤と見做されるのである。清代の地主のうち、少くとも數の上で壓倒的多數を占める中小の地主は、西嶋説の檢討によって提起した小商品生産段階への到達を基礎とした、まさに過渡的な地主ではなかろうか。成立の根據は、所有の分解の先行と經營擴大條件の未成熟という小商品生産段階の特質にある。[19]

四

續いて古島説を考えよう。氏は北村氏の明初自作農體制論を批判し、里甲制の基礎を在村地主層に求め、明末清初におけるその解體によって寄生地主制が發生する一方で、在村地主層の勞働力が奴僕から傭工に變化することを主張された。しかし同時に氏はこうした變化を認めつつも、在村地主層には富農化の道はなく、雇傭勞働も新しい性格のものとは言い切れぬとされた。古島氏の結論は、副題のとうり主に沈氏農書の分析から導かれており、その理解は私見といくつかの點で異るが、當面在村地主層の性格と、その經營發展の可能性についてみよう。

ここでも商品生産と農民層分解を中心に考える。富農的發展が不可能である根據として、主穀は商品化されていないこと、養蠶は價格が不安定なこと、絹織業は高利貸支配を受けていたこと等を擧げられる。主穀販賣をめぐる事實問題は當面保留させて頂く。商業高利貸資本についてみると、その支配が存在したとしても、それ自身價値實現とは直接關係のないことは、既に西嶋説についてみたとうりである。主穀・養蠶についてみると、沈氏は金肥を中心に多額の投資を行っており、それに見合った收入があるからこそ商業的農業は營まれる。商業的農業經營が存在しているからこそ、經營の收支プランが問題にされるのである。その際收入の不安定性は必ずつきまとうものであって、それは小商品生産段階において特に著しい。[20]それ故に農民層が分解するのである。近代は全ての經營が安定して

剰餘を實現することからではなく、剰餘と不足が經營の擴大と縮小に結びつく商品生産の論理によって始るはずである。

古島氏はまた、雇傭勞働を用いる經營が前近代的である理由として雇傭勞働の性格もあげられる。第一は長工の使用が收支を償うに足るだけで利益をもたらさないこと、第二は勞働力が土地から切り離されていないこと、第三は農業の集約性が家父長的規制を不可缺にしたこと、である。

第一點は實證問題を暫く措くとしても、米作や養蠶の收支計算でみたのと同樣な疑問を懷かせる。第二點について。北村氏の所說でみたように、土地貸借關係それ自體としては何ら封建的ではないことを考えるなら、傭工が土地貸しつけを受けていても、それは傭工の地主への隸屬を意味しない。確かにそれは富農經營の他の小經營に對する優位性が未だ少ないことを示してはいる。それは小商品生産段階の特性である。だがそれは經營そのものの富農的性格を否定しない。富農經營の性格は、雇傭勞働の特質からでなく、經營そのものから構成されねばならない。第三の家父長的規制を淸代農法の集約性に求める理論は、中國農法一般を家父長的奴隸制の根據に變える危險を持っている。經營の集約性と勞働生産性は二律背反ではない。中國農業の小ブルジョア的發展においては、集約性・土地生産性と勞働生産性の同時追求が特に顯著であったと考えられる。[22]

總じて言うなら、明末淸初の「在村地主經營」がある面での困難を持っていたことは事實であるが、明末淸初の段階を區切ってその發展の可能性を否定することは、いささか早急に過ぎはしまいか。隘路のいくつかは、漸進的な商業的農業の發展によって克服される性格のものである。また隘路のいくつかは、逆に克服の可否をめぐって農民層分解の契機となる。

以上古島氏の富農的發展不可能論への疑問をのべた。しかしそれは富農的發展が明淸時代における、唯一の農民層分解の形式であったと主張するためではない。小商品生産段階における富農經營には大きな限界があり、その限界が寄生的地主を生み出す。だが富農經營は全體からみれば少數者であり、かつ經營規模も固有の限界を持つとは言え、それが當該時代における商業的農業の深化・農民の小ブルジョア的發展と分解の、有力な牽引車であったことは事實であろう。

五

續いて古島說を發展させつつ、從來の明淸變革理解に斬新な提起をされた小山正明氏の說を考える。[23] 氏は周知のように、明代の地主制を佃戶部分まで含めて家父長的奴隸制經營とみなし、明末淸初における手工業部面での商品生産の發展と、地主の「在地における具體的土地用益」(共同體規制)の解體により、家內奴隸たる奴僕・佃戶が自立再生産可能な封建的自營農民に轉化する、と主張された。[24] 中國の社會構成移行に關する理論體系全體から學ぶべき點は多いが、當面本稿の對象である商品生産理解に問題をとどめたい。

氏は「商品生産化された農村手工業は、その成立の客觀的諸條件に規制されて、すでに諸先學の指摘されたように、從前の經營規模の單純再生産としてのみ存在し得る性格を刻印されたもの」であったとしつつ、「この手工業を通じて佃戶經營を再生産するのに必要な飯米部分の獲得が、極めて不安定ではあるが可能となり、……自己の經營のみの力で自立再生産しうる條件が形成されてきた」とさ

れる。[25] このように、氏の理論にとって商品生産論は基軸的な位置を占めている。

しかし、そこには幾つかの問題がある。第一に、「各生産行程に商業・高利貸資本が介在して」いることが小ブルジョア的發展をめざす小經營主體ではなく、單なる封建的自營農民成立の根據となっている。しかし、商業高利貸資本の存在そのものが利潤實現と經營擴大を不可能にするという理論には問題があり、むしろ價値法則は大局的にみれば貫徹すると考えるべきであることを、西嶋説以來の檢討でのべた。

第二に氏の説にあっては、小經營の商品生産主體としての發展が、副業的手工業部門についてのみ問題にされ、農業生産そのものでは問題にされていない。氏は「農村手工業が農業から分離して獨立した手工業經營として自己を確立することが可能」でないことを「佃戸が能う限り自給經營の維持に務めざるを得ない」根據とされている。[26]

これは商品生産研究の實證上の問題にも關わる。從來の研究では、農村手工業の商品生産に比べ、棉作などの一部を除けば、農業そのものにおける商品生産發展が採り上げられることが少なかった。[27] また商業的農業を分析する際にも、資料的制約もあり、大經營例や地域的特産品市場を以て考察することが多く、[28] 商業的農業がどれほどの廣がりと深さで農村を把えているのかがテーマとされることは少なかった。しかし小稿で述べてきた小商品生産段階を確定し、地主制の性格を規定し、富農經營の存在を評價するためには、まず何らかの方法で商業的農業そのものが分析されねばならない。

以上の理由から、商品生産の特殊な發展が、謂わば過不足なく佃戸經營を自立再生産せしめるという小山氏の理論に疑問を持つが、これは、氏の前掲二論文を通じて用いられる〝分配が小經營自立のメルクマールである〟との方法そのものに結びつく。詳述の餘裕はないが、小經營が直接的農業勞働において獨立した勞働過程を持ち、一應獨立の生計を持つ限り、剰餘收奪は小經營が占有している勞働の成果への外からの收奪とならざるを得ず、分配面でも小經營は大局的にみれば自立していたと考えるべきである。[29] 社會構成の移行は、取り分の量によって問題とされるべきではない。[30]

六

最後に小林一美氏の小經營理論をみよう。[31] 氏は、明清社會における資本主義的發展追求への清算的反省から生れた「前近代の發展不必要論」「『西歐的基準』の無效性とそれにかわるに人民鬪爭の強調をもってする論者」を批判し、實證面でも定額金納地代の成立による剰餘の實現と、それを基礎とした佃戸による抗租鬪爭發展の解明を試みられた。論文集『近代中國農村社會史研究』に連なる小林氏らの諸論文は、制度史的研究と單なる人民鬪爭史的研究に滿足せず、五〇年前後の水準を越えようとしたものであったと考えられる。しかし、小林氏が「大塚史學」「世界史の基本法則」の理論を「有效性を今もって失わない」ものと考え、その骨格を受け繼がれたことは、五〇年前後の水準の克服を困難にしている。

第一の問題點は、中國「封建制」をどこに見出すかである。この問題は、直接には小稿の課題を越えるが、小經營發展との關りだけでみよう。氏は自作農民が國家に對し「封建農奴的範疇」にあり、地主佃戸制とともに「中國封建制は、本質的にはこうした農奴制の

上に存在していた」とされているにもかかわらず、實證面では地主佃戸制を一元的に「封建的」關係とされている。そのため、太平天国期の研究に關する限り、小經營發展は佃戸の上昇に一義化され、農村におけるブルジョア的發展の把握が一面的になっている。

第二に、氏の理論では農民層の分解と「封建的」土地所有の解體が統一されていない。確かに「小經營における萠芽的利潤發生の可能性が生れたということは、小農經營の全面的な、一律的な上昇を意味するものではない」とし、ブルジョア的分解理論を認められてはいる。しかし氏の理論には、農民層のブルジョア的分解が中農層を解體することにより「封建的」土地所有の基礎を掘り崩し、製造部門でのブルジョア的分解と相俟って「封建制」解體の條件を作り出すという視點がなく、「封建制」の解體は、一田兩主制や定額金納地代等による佃戸の上昇・闘爭力發展にゆだねられている。そこでは、生産者が「商品市場との關係において存在する度合を徐々に強化し、土地の貸借關係を自己存立の不必要條件としないまでもそれへの依存度を弱め」ることによって「封建的土地所有の存立基盤を掘り崩す」という説にあるように、商品生産も佃戸自立化の立場から評價されている。

このようなブルジョア的分解が封建制解體を準備するという視點の缺如の結果、「耕やされている土地が自己の所有に屬するという佃戸の權利意識」が「十九世紀中國農民の闘爭は、封建地主的土地所有の廢絶をすでに日程に登せていた」根據とされたり、「太平天国下の農民暴動の一撃で地主權力は瓦解するか」の如き期待が成立したりする。「封建制」の解體とブルジョア的土地變革を理解するためには、小經營の上昇だけではなく、農民層分解の視點が必要である。

七

以上商品生産と地主制に關する從來の定式を私なりに檢討してみた。西嶋氏の所説の檢討から得た結論は、小商品生産段階には價値法則が貫徹すること、本質規定において小經營が商品生産者に轉化するだけの「小商品生産段階」を正確に定立することが出發點となることであった。北村説からは、その農民層分解視點を積極的に繼承しつつ、必ずしも地主制は「封建制」と考えるべきではなく、清代の非特權的地主層は、商品生産の發展と經營擴大條件の未成熟から生れる近代への過渡的な地主制とみるべきではないかと考えた。古島氏の提起された在村地主經營については、社會的・技術的水準に制約されつつも、小經營の小ブルジョア的成長の牽引車として、長期的にはその展開を積極的に評價すべきではないかと考えた。小林説の檢討から、資本主義への移行のためには、農民層分解の必要なことを結論した。

小稿では、西嶋氏以來の研究の理論面を中心に檢討を試みた。しかしここでは採り上げることのできなかった研究を含め、現在までの實證的蓄積は大きい。商品生産發展の問題では、小林氏の研究から受け繼ぐべき點は多く、富農的發展の問題については、片岡芝子氏の華北の農家經營の專論がある。[19] 農業史の面では、天野元之助氏の尨大な研究とともに中國での諸成果がある。[20] 鄉紳制論を中心とする最近の研究も、これらの諸研究を基礎に、小經營の發展と分解の理論を組み込むべきではなかろうかと考える。

以上かなり率直な意見をのべさせていただいた。引用した研究を

含め、研究史全體に對して私の問題關心に從って一面的な整理を行ったことを御寛恕いただきたい。御批判がいただければ幸いである。

註

① 西嶋定生「十六・十七世紀を中心とする中國農村工業の考察」『歴史學研究』一三七　一九四九年　など、のち『中國社會經濟史研究』に收錄された一連の論文。

② 北村敬直「明末清初における地主について」『歴史學研究』一四〇　一九四九年（『清代社會經濟史研究』所收）

③ 古島和雄「明末長江デルタに於ける地主經營―沈氏農書の一考察―」『歴史學研究』一四八　一九五〇年　など。

④ 里井彦七郎「清代鑛業資本について」『東洋史研究』一一―一　一九五〇年（『近代中國における民衆運動とその思想』所收）藤井宏『明代鹽場の研究』㈠㈡『北海道大學文學部紀要』一・三　一九五二・五三年　寺田隆信「蘇松地方における都市の棉業商人について」『史林』四一―六　一九五八年　田中正俊・佐伯有一「十六・十七世紀の中國農村製糸・絹織業」東洋經濟新報社『世界歴史講座』Ⅰ　一九五五年　など。

⑤ 佐伯有一「日本の明清時代における商品生産評價をめぐって」『中國史の時代區分』一九五七年　寺田隆信「商品生産と地主制をめぐる研究―明清社會經濟史研究の諸問題(1)」『東洋史研究』一九―四　一九六一年　など。

⑥ 小林一美「抗租・抗糧闘爭の彼方」『思想』五八四　一九七三年。

⑦ 最近の研究では、國家や地主の支配體制の性格分析の視點で人民闘爭を追求する動きが成果をあげている。野口鐵郎「初期朱元璋集團の性格」『横濱國立大學人文紀要』社會科學一八輯　一九七二年　谷口規矩雄「明末清初の保案について」『東海史學』九　一九七三年。

⑧ 小山正明「明代の十段法について」(1)『前近代アジアの法と社會』一九六七年　(2)『千葉大學文理學部文化科學紀要』第一輯　一九六八年　濱島敦俊「明末浙江の嘉湖兩府における均田均役法」『東洋文化研究所紀要』五一　一九七〇年　森田明『清代水利史研究』（一九七四年）所收論文　川勝守「張居正丈量策の展開」(1)・(2)『史學雜誌』八〇―三、四　一九七一年　西村元照「張居正の土地丈量」上・下『東洋史研究』三〇―一、二・三合併號　一九七一年　「清初の包攬」『東洋史研究』三五―三　一九七六年など多數。

⑨ 西嶋前掲書七五一頁　以下西嶋氏からの引用は前掲論文による。

⑩ 堀江英一編『イギリス革命の研究』一九六二年　參照。

⑪ 田中正俊「明末清初江南農村手工業に關する一考察」『和田博士古稀記念東洋史論叢』一九六一年　小山正明註㉓第一論文など。

⑫ 小商品生産段階と價値法則貫徹については、時代はやや異るが吉田浜一「二〇世紀前半中國の一地方市場における棉花流通について」『史林』六〇―二參照。鄉紳制論においては、地丁銀・一條鞭法が地主支配との關係で論ぜられることが多いが、小商品生産段階到達の問題としても論ぜられる必要がある。貨幣地代成立は小商品生産段階到達の指標の一つである。なぜなら、貨幣地代は生産物が多かれ少かれ價値どうりに賣られるこ

とを前提とする（『資本論』國民文庫版 第三卷第四分冊三〇二頁）。

⑬ 堀江英一「『小商品生産』農業段階の農民層分解」『幕末・維新の農業構造』一九六三年（『堀江英一著作集』第一卷所收）

⑭ 今堀誠二「中國に於けるヨーマンギルドの構造—小商品生産段階における歴史的役割—」上・下『社會經濟史學』一八—一・二 一九五二年など、横山英「中國における商工業勞働者の發展と役割」『歴史學研究』一六〇 一九五二年。

⑮ 今堀前掲論文二三～二四頁「商品生産の發展と階級分化の進行によって生れたのが小商品生産の段階である。農業に於ては、自家勞働の完全燃燒の外に若干の他人勞働の雇傭を必要とし……手工業に於ても、……資本家は師匠としての役割からも、直接勞働する事からも解放されて、生産過程の監督者及び指揮者として、資本の意志と意識とを遂行する勞働に從うだけになった。」

⑯ 大塚氏は『近代歐洲經濟史序説』において、横山氏の引用される雇職人組合＝ヨーマンギルドとの規定に續き、次のようにのべている。「その主要部分は親方に對する隷屬的な雇人の地位から漸次上昇して、獨立の職場をもち自己の道具で加工しつつ『加工賃』piece-rate をうけとる商品生産者の姿をとるようになった。これがいわゆる『小親方』small-masters（或いは都市のヨウマン）層であり……」（『大塚久雄著作集』第二卷一九〇頁）

⑰ 佐伯前掲『中國史の時代區分』所收論文二九八～二九九頁。

⑱ 北村前掲論文二五頁、以下北村氏からの引用は、同論文に依る。

⑲ 北村敬直「中國の地主と日本の地主」『歴史評論』通卷二〇號 一九五〇年。

⑳ 商業的農業の發達水準のより低い地域でも、農業技術上の特性によっては、より大型の經營が存在し得ることは、景甦・羅崙『清代山東經營地主底社會性質』一九五九年參照。

㉑ 小商品生産段階における生産者の小規模性は、小經營が市場の全容を把えて生産と販賣を行うことを不可能にする。

㉒ 明清時代の農業經營の小ブルジョア的發展については、稿を改めて檢討したい。

㉓ 小山正明「明末清初の大土地所有—とくに江南デルタ地帶を中心にして」(一)、(二)『史學雜誌』六六—一二、六七—一、一九五七、五八年、『明代の大土地所有と奴僕」『東洋文化研究所紀要』六二 一九七四年。

㉔ 小山正明「アジアの封建制—中國封建制の問題—」『現代歴史學の成果と課題』一九七四年、「宋代以後の國家の小農民支配」一九七五年度歴史學研究會大會報告 參照。

㉕ 小山前掲『史學雜誌』論文(二) 五九頁。

㉖ 同前五九～六〇頁。

㉗ 寺田隆信氏の「明代蘇州平野の農家經濟について」（『東洋史研究』一六—一 一九五七年）でも、商品生産は副業經營とみなされており、注④の諸論文も手工業に關する研究である。

㉘ 數少ない商業的農業研究の一つである李之勤の「論鴉片戰爭以前清代商業性農業的發展」（『明清社會經濟形態的研究』一九五七年）にもこうした傾向がみられる。

㉙ 小經營生產樣式の概念については、中村哲「人類史上の所有形態についてのマルクス・エンゲルスのとらえ方―とくに前資本制的所有の諸形態について―」『日本史研究』一四一、一九七四年、三章二節（『奴隷制・農奴制の理論』所收）參照。

㉚ 小林一美「十九世紀における中國農民鬪爭の諸段階」『東アジア近代史の研究』一九六七年　「太平天国前夜の農民鬪爭」『近代中國農村社會史研究』一九六七年。以下小林氏からの引用は、この二論文に依る。

㉛ 片岡芝子「明末清初の華北における農家經營」『社會經濟史學』二五―二・三合併號　一九五九年。

㉜ 天野元之助『中國農業史研究』一九六二年など。

㉝ 陳恆力編著『補農書研究』一九五八年など。